

広島県告示第六百二十一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定によって、次のとおり監督処分を行った。

平成二十六年九月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 監督処分をした年月日

平成二十六年九月十六日

二 監督処分を受けた建築士事務所

1 名称及び所在地

ウエストビーチ建築設計事務所

広島市南区翠四丁目一六番二〇号

2 開設者の名称及び代表者の氏名

A T A M A | K A Z U J S C 株式会社

竹野 和浩

3 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別及び登録番号

一級建築士事務所

広島県知事登録一（一）第四七三二号

三 監督処分の内容

戒告

四 監督処分の原因となった事実

ウエストビーチ建築設計事務所の管理建築士である浅枝幸良が、建築士法第十条第一項の規定により国土交通省中国地方整備局長から戒告の懲戒処分を受けた。

このことは、建築士法第二十六条第二項第四号に該当する。